

ねっと

平成30年7月豪雨で被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。皆様を支援する市などの取り組みを広報紙の号外としてお知らせします。なお、別冊の広報あやべ7月号は被災前に印刷した内容ですので、あしからずご了解ください。

編集発行
綾部市災害対策本部
623-8501
綾部市若竹町 8-1
電話 0773-42-4222
ファクス 0773-42-4406

大雨特別警報が発令された今回の豪雨では、人命救助を最優先に取り組みましたが、3名の尊い命を失うことになりました。亡くなられた方々のご冥福を謹んでお祈りいたします。

また、河川越水や土砂崩れ、家屋倒壊、床上・床下浸水など市内各所で甚大な被害を受け、近年まれにみる未曾有の大災害となりました。被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

本市といたしましては、まずは被害の状況把握に努めるとともに、国や府など関係機関と連携を強化し、職員一丸となって、復旧に向け全力を尽くしてまいります。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

綾部市長 小南 壽也

①臨時相談窓口を開設

【業務概要】り災証明や被災に伴う減免等の相談窓口を設置します。

【開設場所】市役所1階情報公開コーナー42-1850

【開設期間】7月14日から27日まで(土日祝も開設)
※以降は状況により延長します

【開設時間】平日:午前8時30分～午後5時15分
休日:午前10時～午後3時

②り災証明書の発行 【防災課】42-4222

【業務概要】防災課の窓口で、家屋の被害等に対して所有者に証明書を発行します。各種支援や保険の請求等に必要となります。

【必要書類】申請用紙(被災時の写真があれば提供してください)

【手数料】無料

③災害見舞金 【民生児童課】42-4250

【制度概要】居住する住宅の被害状況に応じて、見舞金をお渡しします(床上浸水以上、住民基本台帳に登録のある人が対象)。

④浸水家屋の防疫(消毒)【環境保全課】42-1489

【業務概要】浸水により床下の消毒が必要な場合は消毒液を散布します(事前に畳上げなどは済ませておいてください)。

【申込方法】できる限り自治会で取りまとめてご連絡ください。

⑤災害ごみの処理は無料【環境保全課】42-1489

【制度概要】災害ごみ(家電4品目を除く)は自治会長の証明で、処分費用を無料にします。

【必要書類】減免申請書(自治会長の確認印必要)

【受付時間】クリーンセンター:午前9時～正午、午後1時～4時(7月14日～16日の三連休も持込可)

【その他】自治会の集積場所へ収集にも伺います(事前に自治会長からの連絡必要)。

⑥住宅の再建等を支援 【建築課】42-4284

【制度概要】床上浸水以上の被災住宅の再建への補助。被災者生活再建支援法の適用により全壊・大規模半壊は増額となります。

【申請方法】被災住宅を訪問し、説明します。

【補助金額(上限額)】

- ・全壊:再建・購入450万円、補修300万円
- ・大規模半壊:再建・購入350万円、補修210万円
- ・半壊:再建・購入150万円、補修150万円
- ・一部破損・床上浸水:再建・購入・補修 50万円

⑦浸水便槽の汲み取り半額【衛生公苑】42-1500

【制度概要】浸水等により便槽の汲み取りが必要となった場合は半額に減免します。

【必要書類】減免申請書等(後日送付します。返送後、減額分を振り込みます)

豪雨災害に便乗した詐欺、被害箇所の確認や点検を装った悪質商法、盗難などに注意してください。 綾部警察署 43-0110

⑧上下水道使用料の減免【上水道課】42-1815

【制度概要】家屋損壊、床上・床下浸水等の世帯は、漏水や清掃の使用分(前年同期の使用量を超えた水量分)を減額します。

⑨国民年金保険料の免除【市民・国保課】42-4246

【制度概要】住宅や家財等に1/2以上の被害を受けた場合、保険料の全額が免除されます。

⑩国民健康保険料の減免【市民・国保課】42-4246**⑪後期高齢者医療保険料の減免【同上】****⑫介護保険料の減免【高齢者支援課】42-4261**

【制度概要】居住する住宅の全壊や半壊、床上浸水の被災状況により、被災から1年間保険料を減免します。

⑬放課後学級負担金の減免【社会教育課】42-4326

【制度概要】居住する住宅の全壊や半壊、床上浸水の被災状況により、保護者負担金を減免します。

⑭保育園・幼稚園・認定こども園・幼稚園保育料の減免**【学校教育課】42-4323****【民生児童課】42-4252**

【制度概要】居住する住宅の全壊や半壊、床上浸水の被災状況により、保育料を減免します。

⑮税の減免・猶予**【税務課】42-4231**

【制度概要】災害により被害を受けた場合、その程度により国・府・市税の減免や猶予が受けられます。

【問い合わせ先】

- ・所得税等の国税:福知山税務署 22-3121
 - ・京都府税:京都府中丹西府税出張所 22-3904
 - ・市府民税、固定資産税等の市税:綾部市税務課
- ※納期限の過ぎている市税の猶予は京都地方税機構中丹地方事務所 56-0340

京都府地域力再生プロジェクト支援事業交付金 「大雨被害被災地支援枠」

自治会、自主防災会、PTA、ボランティアグループなどが、災害で発生した土砂の撤去や被災家屋の清掃等を行う場合の、消耗品代やトラック等の借上料、燃料費等について交付金を支給します。

【市民協働課】42-4248

【募集締切】平成30年8月31日(金)

※大雨被害被災地支援枠用に簡素化した専用様式が、京都府のホームページからダウンロードできます

【交付率等】府 2/3、市町村振興協会 1/3

※対象事業費 30万円以内

【交付対象】7月5日以降に行われる次のような取り組み

＜対象事業の例＞▽災害で発生した土砂・がれきの除去▽被災家屋等の清掃作業▽被災地への支援物資の発送▽被災者への心理ケアの実施—など

＜対象経費の例＞▽ブラシ・スコップ等の資材や軍手・長靴等の消耗品代▽がれき搬送用のトラック等の借上料、燃料費▽ボランティアの募集チラシ、ボランティア保険料▽専門家への謝礼や被災地への交通費▽チラシ印刷代、支援物資の送料—など

復旧支援のボランティアを募集

綾部市災害ボランティアセンターは、豪雨被害の被災世帯を支援するボランティアを募集しています。

【活動内容】泥だし、家具の移動、室内外の清掃、片付け等

【活動期間】7月9日から当面の間

【集合時間】午前9時30分

【集合場所】綾部市研修センター(上杉町)

【活動時間】午前10時から午後3時30分

※派遣要請や天候により活動しない場合があります。

【申込方法】

綾部市災害ボランティアセンターへ

電話 080-2535-3642

【受付時間】午前9時から午後5時

【その他】▽長袖、長ズボン、帽子、長靴、軍手、タオルなど汚れても良い服装でお願いします。▽昼食や飲み物、着替えを持参してください。▽団体の参加希望は別途、ご連絡ください。